

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 警察庁長官）

### 証拠説明書 (1)

平成30年6月7日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人

志	水	崇	通	
田	家	重	信	
矢	澤	正	樹	
渡	邊	準	一	
内	山		仁	
橋	本	鎮	彦	
榊	原	真	己	

略語等は、準備書面等の例による

号証	標目 (作成者)(原本・写しの別)	作成年月日	立証趣旨
乙1	開示決定等の期限の延長について(通知) (警察庁長官)	写し 平成28年6月7日	警察庁長官が、原告に対し、情報公開法10条2項に基づき、本件開示請求に係る決定の期限を延長する旨の通知を送付したこと
乙2	審査請求書 (原告)	写し 平成28年10月6日	原告が、警察庁長官に対し、本件決定の取消しを求め、審査請求をしたこと
乙3	諮問書 (警察庁長官)	写し 平成29年1月4日	警察庁長官が、審査会に対し、本件決定について、諮問したこと
乙4	情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知) (警察庁長官)	写し 平成29年1月4日	警察庁長官が、原告に対し、審査会に対して諮問を行った旨を通知したこと
乙5	答申書 (情報公開・個人情報保護審査会)	写し 平成29年9月5日	審査会が本件不開示部分を一部不開示とする本件決定が妥当であると判断・答申したこと